

令和 7 年度版 ライフプランマニュアルシート

【追 補】

雇用保険の基本手当日額等の上限額等が令和 7 年 8 月 1 日より次のとおり変更されました。

■雇用保険の基本手当日額および賃金日額の変更

②雇用保険から受けられる給付（7 頁）

図表②③、図表②④の下線部が次のように変わりました。

図表②●賃金日額に応じた率（令和 7 年 8 月 1 日～）

賃金日額 年齢	3,014 円以上 5,340 円未満	5,340 円以上 11,800 円以下	11,800 円超 13,140 円以下	13,140 円超
	80%	80%～50%	50%	
60 歳未満	80%	80%～50%	50%	
60～64 歳	80%	80%～45%	45%	

*賃金日額の下限額は 3,014 円。

図表②●賃金日額および基本手当日額の上限額（令和 7 年 8 月 1 日～）

年齢区分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
～29 歳	<u>14,510 円</u>	<u>7,255 円</u>
30～44 歳	<u>16,110 円</u>	<u>8,055 円</u>
45～59 歳	<u>17,740 円</u>	<u>8,870 円</u>
60～64 歳	<u>16,940 円</u>	<u>7,623 円</u>

*基本手当日額の下限額は 2,411 円。

*年齢区分は離職の日における年齢。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更

②雇用保険から受けられる給付（7 頁）

高年齢雇用継続給付の記述の下線部が次のように変わりました。

その月の賃金が支給限度額（386,922 円、令和 7 年 8 月 1 日～）未満であれば、賃金割合に応じて 60 歳以降の賃金の一定割合（最高 10%）が高年齢雇用継続給付として受けられます。

（厚生労働省 令和 7 年 7 月 22 日発表資料より）